

様式第1号

審査基準整理票

処分名	浄化槽保守点検業者の登録		
根拠法令名	大津市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 (平成20年条例第50号)		(条項) 第3条第1項
基準法令名	大津市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例		(条項) 第6条第1項
所管部署	環境部(局) 廃棄物減量推進課(室) 生活排水係		
標準処理期間	30日	法定処理期間	日
【審査基準】 <input checked="" type="checkbox"/> 文書の名称 <input checked="" type="checkbox"/> 掲載図書等 <input checked="" type="checkbox"/> 内容 <input type="checkbox"/> 全部記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載			
大津市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第6条第1項に該当しないこと。			
参考			
【根拠法令】			
(登録)			
第3条 本市の区域内において浄化槽保守点検業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。			
2 前項の登録の有効期間は、3年とする。			
3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、同項の有効期間の満了の日前30日までに申請して、更新の登録を受けなければならない。			
4 前項に規定する更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。			
5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。			
【基準法令】			
(登録の拒否)			
第6条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。			

- (I) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - (2) 第 14 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から 2 年を経過しない者
 - (3) 第 14 条第 1 項の規定により登録を取り消された法人においてその処分のあった日前 30 日以内にその役員であった者で、その処分のあった日から 2 年を経過しないもの
 - (4) 第 14 条第 1 項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - (5) 凈化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
 - (6) 法人でその役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
 - (7) 第 10 条第 1 項から第 3 項までに規定する要件のいずれかを欠く者
- 2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、直ちにその旨を申請者に通知しなければならない。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。